

令和2年

第1回市議会定例会 議案第42号

函館市水産物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市水産物地方卸売市場条例（昭和60年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の2」に、「仲卸人」を「仲卸業者」に、「第76条・」を「第75条の2～」に改める。

第1条中「および北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号。以下「道条例」という。）」を削る。

第2条の見出しを「（水産物地方卸売市場の名称および位置）」に改め、同条中「、位置および面積」を「および位置」に、

「位置 函館市豊川町27番6号
面積 23,179.40平方メートル」を

「位置 函館市豊川町27番6号」に改める。

第4条中「食品」を「食料品等（以下「水産物等」という。）」に改める。

第6条第2項中「次条」を「第7条」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（市長の責務）

第6条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（法第4条第4項第2号に規定する取引参加者をいう。第75条の2において同じ。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第7条中「道条例第5条の規定により知事の許可」を「第8条の2第

1 項の規定により市長の承認」に、「生鮮水産物およびその加工品ならびにその他生鮮水産物に関連する食品（以下「取扱品目の部類に属する物品」と総称する。）」を「水産物等」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（卸売業務の承認等）

第 8 条の 2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名または名称および住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあつては、資本金または出資の額および役員
の氏名

3 市長は、第 1 項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、
またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年
を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第 13 条の 2 第 1 項または第 2 項の規定による承認の取
消しを受け、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であ
るとき。

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験
または資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が仲卸業者または卸売業者もしくは仲卸業者の常勤役員も
しくは使用人である者であるとき。

(6) 申請者が法人であつて、その業務を執行する常勤役員のうちに第
1 号から第 3 号までおよび前号のいずれかに該当する者があるとき。

(7) 申請者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(8) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(9) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(10) その承認をすることによつて卸売業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

第9条第1項中「知事から卸売の業務の許可」を「前条第1項の承認」に改める。

第13条の次に次の5条を加える。

（卸売業務の承認の取消し）

第13条の2 市長は、卸売業者が第8条の2第3項第1号、第2号もしくは第5号から第9号までのいずれかに該当することとなつたとき、またはその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第8条の2第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第8条の2第1項の承認を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

（卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割）

第13条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）または分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併または分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項または前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の氏名または名称および住所

(2) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割の予定年月日

(3) 譲渡しおよび譲受け、合併または分割を必要とする理由

(4) 合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人または分割により市場における卸売の業務を承継する法人の名称および住所

(5) 合併または分割の方法および条件

4 第8条の2第3項（第10号に係る部分を除く。）の規定は第1項の承認について、同条第3項（第6号から第9号までに係る部分に限る。）の規定は第2項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の承認の申請」とあるのは「第13条の3第1項または第2項の承認の申請」と、「同項の承認」とあるのは「これらの承認」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人または合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（卸売業務の相続）

第13条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認があつた旨またはその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第8条の2第1項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 相続人の氏名、住所および被相続人との続柄

(2) 被相続人の氏名

(3) 相続開始の日

5 第8条の2第3項（第1号から第5号までおよび第7号から第9号までに係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の承認の申請」とあるのは、「第13条の4第1項の承認の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第13条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、または再開したとき。

(2) 氏名もしくは名称または住所を変更したとき。

(3) 法人である場合にあっては、定款、資本金または出資の額および役員を変更したとき。

(4) 商号を変更したとき。

(5) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が死亡または解散したときは、当該卸売業者の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の作成等)

第13条の6 卸売業者は、事業年度ごとに、法第13条第5項第5号の

表の5の項(2)の事業報告書を作成し、法人である場合にあつては総会の議事録を添付して、当該事業年度経過後90日以内(市長が別に定める場合にあつては、その期限まで)に、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による提出の日から起算して1年間、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第21条第3項で定めるものが記載された部分に限る。)の写しをその主たる事務所(法人でない場合にあつては、住所。次項において同じ。)に備え置かなければならない。

3 卸売業者は、前項の事業報告書の写しの閲覧の申出があつた場合には、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、これをその主たる事務所において閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託または販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第14条第4項各号列記以外の部分中「その承認」を「同項の承認」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「または法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第4号中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

「第2節 仲卸人」を「第2節 仲卸業者」に改める。

第18条の見出しを「(仲卸業者の定義)」に改め、同条中「仲卸人とは」を「仲卸業者とは」に、「仲卸人売場」を「仲卸業者売場」に、「市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第20条第3項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「または法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第5号中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同項第6号中「第5号」を「前号」に改め、同項第7号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）」を「暴力団員等」に改め、同項第10号中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第21条および第22条第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第23条第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「仲卸人」を「仲卸業者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「引続き」を「引き続き」に改める。

第24条の見出しならびに同条第1項および第2項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同条第4項中「第20条第3項各号（第10号）を「第20条第3項（第10号に係る部分）」に、「同条第3項第6号から第9号まで」を「同条第3項（第6号から第9号までに係る部分に限る。）」に、「申請」と、」を「申請」と、「同項の承認」とあるのは「これらの承認」と、」に改める。

第25条第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に、「引続き」を「引き続き」に改め、同条第5項中「第20条第3項第1号」を「第20条第3項（第1号）に、「第9号まで」を「第9号までに係る部分に限る。）」に改め、同条第6項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第26条第1項各号列記以外の部分および第2項ならびに第27条第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第29条第3項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第3号中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第31条の2第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に、「取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改める。

第35条第1項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「または法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削る。

第42条の2第2項第2号および第3号エ中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同条を第42条の3とし、第42条の次に次の1条を加える。

(売買取引の条件の公表)

第42条の2 卸売業者は、次に掲げる事項を卸売場または主たる事務所（法人でない場合にあつては、住所。以下同じ。）の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日および営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 水産物等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の水産物等の卸売に関し出荷者または買受人が負担する費用の種類、内容およびその額
- (5) 水産物等の卸売に係る販売代金の支払期日および支払方法
- (6) 奨励金（第64条第1項に規定する出荷奨励金および第67条第1項に規定する完納奨励金をいう。第59条第3項および第59条の2第3項において同じ。）の内容およびその額（その交付の基準を含む。）

第48条第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同条第2項中「その許可に係る取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改める。

第49条第1項各号列記以外の部分中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同項第1号中「，仲卸人」を「，市長が市場の仲卸業者」に改め、「ならない」の後ろに「と認めて承認した」を加え、同号アおよびイ中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同号ウ中「取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改め、同項第2号および第3号中「取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号の規定による承認を受けた卸売業者は、その承認に係る

物品の卸売をしたときは、毎月末日までにその旨を市長に届け出なければならない。

第49条の次に次の1条を加える。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第49条の2 卸売業者は、市場における卸売の業務については、その者が第8条の2第1項の承認を受けて卸売の業務を行う市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。

(2) 市長が、卸売業者が申請した場所にある物品の卸売をすることまたは電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により物品の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。

2 前項第2号の規定による承認を受けた卸売業者は、その承認に係る物品の卸売をしたときは、毎月末日までにその旨を市長に届け出なければならない。

第50条中「道条例第5条の許可に係る取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改める。

第51条中「道条例第5条の許可に係る取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に、「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第55条の見出しを「(卸売物品の仲卸業者等の明示および引取り)」に改め、同条第1項中「仲卸人または」を「仲卸業者または」に、「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第2項および第3項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第4項中「その100分の8に相当する金額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に、「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第56条の見出しを「(仲卸業者の業務の規制)」に改め、同条第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に、「取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「仲卸人」を「

仲卸業者」に、「取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改め、同項第1号中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同項第2号中「取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改め、同項第3号中「仲卸人」を「仲卸業者」に、「取扱品目の部類に属する物品」を「水産物等」に改め、同条第4項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第57条第2項各号列記以外の部分中「仲卸人」を「仲卸業者」に改め、同項第2号中「その100分の8に相当する金額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に、「および第3項」を「第2項および第4項」に改める。

第59条第3項を次のように改める。

3 卸売業者は、毎月7日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 前月中に卸売をした物品の市況ならびに卸売をした物品の数量および卸売金額（せり売、入札または相対取引に係る金額に消費税および地方消費税に相当する額を加えた金額をいう。別表第2において同じ。）

(2) 前月の委託手数料の種類ごとの受領額および前月の奨励金の種類ごとの交付額（第42条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料および奨励金に係るものに限る。）

第59条の次に次の1条を加える。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第59条の2 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売を予定する物品について、主要な品目ごとの数量および主要な産地を卸売場または主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに、次に掲げる事項を卸売場または主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 当日卸売をした物品の売買取引の方法ごとの卸売の数量および卸売価格

(2) 前開場日に卸売された主要な品目の数量およびその卸売価格

- 3 卸売業者は、毎月7日までに、前月の委託手数料の種類ごとの受領額および前月の奨励金の種類ごとの交付額（第42条の2の規定によりその条件を公表した委託手数料および奨励金に係るものに限る。）を卸売場または主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

第60条の見出しを「（市長による卸売予定数量等の公表）」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「第59条第1項」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第59条第2項」に改める。

第61条中「100分の8に相当する金額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 卸売業者は、売買仕切金の送付を、現金、手形、小切手、委託者の預貯金口座への振込み、卸売業者の預貯金口座からの振替その他の方法により行うものとする。

第62条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第65条第1項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改め、同項第2号中「そこない」を「損ない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 仲卸業者等は、買受代金の支払を、現金、手形、小切手、卸売業者の預貯金口座への振込み、仲卸業者等の預貯金口座からの振替その他の方法により行うものとする。

第65条に次の1項を加える。

- 4 仲卸業者から物品を買い受けた者は、買受代金の支払について、当該仲卸業者との間で約定した期日および方法を遵守するものとする。

第66条中「その100分の8に相当する金額」を「消費税および地方消費税に相当する額」に改める。

第67条第1項中「仲卸人等」を「仲卸業者等」に改める。

第67条の2第1項を次のように改める。

物品の品質管理の方法については、規則で定める。

第67条の2第2項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第67条の3第2号中「仲卸人売場」を「仲卸業者売場」に改める。

第68条第1項および第68条の2第1項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第74条第2項第1号中「掲げる額」の後ろに「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

第6章中第76条の前に次の1条を加える。

(指導および助言)

第75条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対して、第3章および第4章に定める事項に関して必要な指導および助言をすることができる。

第76条第1項および第77条第2項中「仲卸人」を「仲卸業者」に改める。

第80条中「市長は」の後ろに「、第8条の2第1項、第13条の3第1項もしくは第2項、第13条の4第1項」を、「ときは」の後ろに「、第8条の2第3項第7号から第9号まで(第13条の3第4項および第13条の4第5項において準用する場合を含む。)、第13条の2第1項」を加える。

第82条第3項中「おける」の後ろに「第6条の2(指定管理者が行う許可、承認および指定に係るものに限る。)、」を加える。

別表第1中「第42条の2」を「第42条の3」に改める。

別表第2中「仲卸人売場」を「仲卸業者売場」に改め、「卸売金額」および「販売金額」の後ろに「(消費税および地方消費税に相当する額を除く。)」を加える。

別表第3中「仲卸人売場」を「仲卸業者売場」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の許可を受けて卸売の業務を函館市水産物地方卸売市場において行っている者は、改正後の第8条の2第1項の規定により市長の承認を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により改正後の第8条の2第1項の市長の承認を受けた者とみなされたものについては、改正後の第9条および第10条の規定は、適用しない。
- 4 改正後の第74条第2項および別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る卸売業者売場および仲卸業者売場の使用料について適用し、同日前の使用に係る卸売業者売場および仲卸業者売場の使用料については、なお従前の例による。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(提案理由)

卸売市場法の一部改正に伴い水産物地方卸売市場の卸売業者等が遵守すべき事項、取扱品目等に関する規定の整備等をし、売上高割使用料の算定方法を改め、および規定を整備するため